

官報

昭和六十一年二月七日

○第百四回 衆議院會議録 第五号

昭和六十一年二月七日(金曜日)

議事日程 第五号

昭和六十一年二月七日

正午開議

第一 昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金
についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員天野光晴君に対し、院議をもつて
功勞を表彰することとし、表彰文は議長に
一任するの件(議長免議)

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの
件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を
求めるの件

航空事故調査委員会委員長及び同委員任命につ
き同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの
件

日程第一 昭和六十年度の水田利用再編奨励補
助金についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案(大蔵委員長提出)

午後零時七分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました
天野光晴君に対し、先例により、院議をもつてそ
の功勞を表彰したいと存じます。(拍手) 表彰
文は議長に一任せられたいと存じます。これに御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

表彰文を朗読いたします。

議員天野光晴君は衆議院議員に当選すること九
回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし
民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院
議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(坂田道太君) この際、天野光晴君から発
言を求められております。これを許します。天野
光晴君。

〔天野光晴君登壇〕

○天野光晴君 ただいま私は、永年勤続の表彰を
いただきました。大変光栄なものと感激いたして

おります。まことにありがとうございます。

(拍手)

正直言つて、私は、こんなに長くやれるとは思
っていませんでした。苦しい選挙を二度目の
挑戦で上がってきたときは、これほどまで選挙民
の支持を受けられる自信はありませんでした。そ
れだけに私は、長い間私を支持してくれた地元
の後援会、有権者の方々に第一の感謝を申し上げま
す。(拍手)

次いで、私が議員生活を送る上で引き立て、手
助けをしてくれた国会の先輩、同僚諸君にありが
とうと申し上げます。私は、与党だけではなく、野
党の皆さんにも親しく御協力をいただきました。

(拍手)

それにしても、同期生というものはいいもので
す。私の初当選は、昭和三十三年。このときの仲
間に、金丸信君、安倍晋太郎君、竹下登君、服部
安司君、齋藤邦吉君、倉成正君などがおります。
この中からニードリーダーや党の幹事長が何人も
生まれ、これほど国の中心的な働きをするとは思
っていませんでした。(拍手)

私が代議士に当選したとき、やりたいことが二
つありました。一つは、災害で地元が困っており
ました。台風や豪雪や霜の被害を何とかしたい気
持でした。それに、おかれている公共事業を何
とか進めたいという考えでございました。この二
つの面で、私は、自分としてはまあ勉強をし
て、それなりの実績を上げたといささか自信を
持っております。(拍手)

しかし、まだ道遠しであります。私は、余生を
頑張るだけ頑張つて、できるだけの実績を残す
決心であります。それにつけても、今後とも御指
導、御鞭撻を心よりお願いいたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

国家公安委員会委員任命につき同意を求める
の件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意
を求めるの件

航空事故調査委員会委員長及び同委員任命に
つき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求める
の件

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

内閣から、
国家公安委員会委員に平岩外四君を、
中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び
館龍一郎君を、
航空事故調査委員会委員長に武田峻君を、
同委員に東昭君、榎本善臣君、幸尾治朗君及び
西村淳君を、
労働保険審査会委員に浦田純一君及び溝邊秀郎
君を
任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと
の申し出があります。

まず、国家公安委員会委員並びに航空事故調査
委員会委員長及び同委員の任命について、申し出
のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、いづれ
も同意を与えるに決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員及び労働保
険審査会委員の任命について、申し出のとおり同
意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、いづれも同意を与えるに決しました。

○議長(坂田道太君) 日程第一は、委員長提出の
議案でありますから、委員会の審査を省略するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和六十一年二月七日 衆議院會議録第五号

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

日程第一 昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長小泉純一郎君。

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔小泉純一郎君登壇〕

○小泉純一郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る五日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに、事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和六十年度において約八億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。午後零時十六分散会

出席國務大臣

大蔵大臣	竹下登君
厚生大臣	今井勇君
運輸大臣	三塚博君
労働大臣	林道君
國務大臣	小沢一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る一月三十日、弥富事務総長から伊藤裁判官、官弾劾裁判所裁判長及び加藤木参議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

片岡 清一君(青木正久君の補欠)

同 予備員

第二 島村 宜伸君(熊川次男君の補欠)

一、去る一月三十日、弥富事務総長から大西裁判官、官訴追委員会委員長及び加藤木参議院事務総長

あて、本院は、裁判官訴追委員会及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官訴追委員会

吉田 久之君(小沢貞孝君の補欠)

同 予備員

第一 小里 貞利君(白川勝彦君の補欠)

第二 中村正三郎君(亀井静香君の補欠)

第四 村上 茂利君(森清君の補欠)

(選出通知)

一、去る一月三十日、本院は、檢察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

檢察官適格審査委員会

天野 光晴君(唐沢俊二郎君の補欠)

つきその補欠

愛野興一郎君(綿貫民輔君の補欠)

同 予備委員

長野 祐也君(天野光晴君の予備委員)

なお、予備委員太田誠一君は愛野興一郎君の予備委員とした旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る一月三十日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員稲村利幸君及び同小沢貞孝君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る一月三十日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員上草義輝君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る一月三十日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員西田八郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る一月三十日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員白井日出男君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、昨六日、議長は、国土審議会特別委員に次の

八八

議員を推薦する旨内閣に通知した。

(九州地方開発特別委員会)

(北陸地方開発特別委員会)

片岡 清一君 稲村佐近四郎君

(通知書受領)

一、去る一月三十一日、加藤木参議院事務総長から弥富事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員会鈴木省吾君、同古賀四郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

石本 茂君 平井 卓志君

(見込額書受領)

一、去る四日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和六十一年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(要求書受領)

一、今七日、内閣から、国家公安委員会委員に平岩外四君を任命したので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、航空事故調査委員会委員長に武田峻君を、同委員に東昭君、榎本善臣君、幸尾治朗君及び西村淳君を任命したので、航空事故調査委員会設置法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、労働保険審査委員会に浦田純一君及び溝邊秀郎君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

昭和六十一年二月七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

理事を補欠選任した。

理事 奥田 幹生君(理事森清君去る十二月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 野上 徹君(理事浦野休興君去る十二月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 与謝野 馨君(理事田原隆君去る十二月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 佐藤 信二君(理事渡辺秀央君去る四月日理事辞任につきその補欠)

理事 和田 貞夫君(理事後藤茂君去る四月日理事辞任につきその補欠)

一、昨六日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 宮地 正介君(理事柴田弘君去る十二月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 西田 司君(理事愛知和男君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 小澤 潔君(理事白井日出男君昨六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

日野 市朗君

補欠

藤田 高敏君

大蔵委員

辞任

川崎 寛治君

補欠

伊藤 忠治君

渋沢 利久君

補欠

兄玉 末男君

藤田 高敏君

補欠

中村 正男君

武藤 山治君

補欠

堀 昌雄君

農林水産委員

辞任

渡部 恒三君

補欠

堀之内久男君

運輸委員

辞任

田並 胤明君

補欠

武藤 山治君

通信委員

辞任

伊藤 忠治君

補欠

中村 重光君

建設委員

辞任

関 晴正君

補欠

安井 吉典君

科学技術委員

辞任

小澤 克介君

補欠

矢山 有作君

予算委員

辞任

堀 昌雄君

補欠

川崎 寛治君

決算委員

辞任

矢山 有作君

補欠

多賀谷眞稔君

内閣委員

辞任

池田 行彦君

補欠

田中 龍夫君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

堀内 光雄君

補欠

石原慎太郎君

地方行政委員

辞任

金子 みつ君

補欠

井上 一成君

大村 襄治君

補欠

小此木彦三郎君

大村 襄治君

補欠

小此木彦三郎君

法務委員

辞任

天野 光晴君

補欠

稲葉 修君

高沢 寅男君

補欠

武藤 山治君

藤田 高敏君

補欠

山本 政弘君

山花 貞夫君

補欠

山口 鶴男君

横山 利秋君

補欠

松浦 利尚君

外務委員

辞任

石川 要三君

補欠

武藤 嘉文君

鍵田忠三郎君

補欠

原田 憲君

山下 元利君

補欠

山口 敏夫君

井上 普方君

補欠

高沢 寅男君

八木 昇君

補欠

藤田 高敏君

原田 憲君

補欠

鍵田忠三郎君

武藤 嘉文君

補欠

石川 要三君

山口 敏夫君

補欠

山下 元利君

大蔵委員

辞任

金子原二郎君

補欠

西山敬次郎君

文教委員

辞任

西山敬次郎君

補欠

金子原二郎君

社会労働委員

辞任

稲葉 修君

補欠

天野 光晴君

農林水産委員

辞任

多賀谷眞稔君

補欠

金子 みつ君

商工委員

辞任

小川 国彦君

補欠

竹内 猛君

運輸委員

辞任

上坂 昇君

補欠

中村 重光君

通信委員

辞任

中村 重光君

補欠

井上 普方君

建設委員

辞任

中村 正男君

補欠

田並 胤明君

清水 勇君

補欠

中村 茂君

安井 吉典君

補欠

山花 貞夫君

科学技術委員

辞任

矢山 有作君

補欠

小澤 克介君

山口 鶴男君

補欠

八木 昇君

渡部 行雄君

補欠

安井 吉典君

山原健二郎君

補欠

不破 哲三君

環境委員

辞任

竹内 猛君

補欠

金子 みつ君

中村 茂君

補欠

上坂 昇君

馬場 昇君

補欠

竹村 泰子君

予算委員

辞任

石原慎太郎君

補欠

中川 昭一君

小此木彦三郎君

補欠

越智 伊平君

田中 龍夫君

補欠

村岡 兼造君

原田 憲君

補欠

林 大幹君

山口 敏夫君

補欠

石原健太郎君

井上 一成君

補欠

三浦 久君

不破 哲三君

補欠

山口 敏夫君

石原慎太郎君

補欠

田中 龍夫君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任
池田 行彦君
菊池福治郎君
月原 茂晴君
二階 俊博君
奥野 誠亮君
倉成 正君
武藤 嘉文君
山口 敏夫君

補欠
奥野 誠亮君
山口 敏夫君
倉成 正君
武藤 嘉文君
池田 行彦君
月原 茂晴君
二階 俊博君
菊池福治郎君

予算委員
奥野 誠亮君
倉成 正君
武藤 嘉文君
山口 敏夫君

補欠
越智 伊平君
林 大幹君
近藤 元次君
伊藤 公介君
田邊 誠君
鈴木 宗男君
梅田 勝君
山口 敏夫君
奥野 誠亮君
武藤 嘉文君
大村 襄治君
倉成 正君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
商工委員

辞任
甘利 明君
石原健太郎君

補欠
石原健太郎君
甘利 明君

建設委員
辞任
浜田 幸一君
補欠
糸山英太郎君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任
浜田卓二郎君
町村 信孝君
奥野 誠亮君

補欠
田中 秀征君
奥野 誠亮君
町村 信孝君

大蔵委員
辞任
山中 貞則君
伊藤 茂君
安倍 基雄君
長野 祐也君
和田 貞夫君
田中 慶秋君

補欠
長野 祐也君
和田 貞夫君
田中 慶秋君
山中 貞則君
伊藤 茂君
安倍 基雄君

商工委員
辞任
加藤 卓二君
横江 金夫君
山中 貞則君
伊藤 茂君
横江 金夫君

補欠
山中 貞則君
伊藤 茂君
加藤 卓二君
横江 金夫君

科学技術委員
辞任
鳥居 一雄君

補欠
矢追 秀彦君

予算委員
辞任
奥野 誠亮君
梅田 勝君
田邊 誠君
糸山英太郎君
山中 末治君
井上 普方君

補欠
糸山英太郎君
山中 末治君
奥野 誠亮君
井上 普方君

内閣委員
辞任
石原健太郎君
山口 敏夫君

補欠
山口 敏夫君
石原健太郎君

運輸委員
辞任
加藤 六月君

補欠
三原 朝雄君

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
石原健太郎君
山口 敏夫君

補欠
山口 敏夫君
石原健太郎君

運輸委員
辞任
加藤 六月君

補欠
三原 朝雄君

特別委員辞任及び補欠選任

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任
田中 恒利君
渡辺 三郎君
角屋堅次郎君
上西 和郎君
川俣健二郎君

補欠
井上 普方君
佐藤 徳雄君
清水 勇君
廣瀬 秀吉君
渡辺 三郎君

公職選挙法改正に関する調査特別委員
辞任
角屋堅次郎君
上西 和郎君
川俣健二郎君

補欠
井上 普方君
佐藤 徳雄君
清水 勇君
廣瀬 秀吉君
渡辺 三郎君

交通安全対策特別委員
辞任
大原 亨君
関山 信之君
沖繩及び北方問題に関する特別委員
辞任
佐藤 徳雄君

補欠
上西 和郎君
沢田 広君
関 晴正君

安全保障特別委員
辞任
天野 等君

補欠
渡部 行雄君

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任
井上 普方君
木島喜兵衛君

補欠
木島喜兵衛君
井上 普方君

交通安全対策特別委員
辞任
鹿野 道彦君

補欠
塚原 俊平君

(公聴会開会承認)
一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一月三十一日これを承認した。
公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案

柿澤 弘治君
関谷 勝嗣君
田中 直紀君
堀内 光雄君
小此木彦三郎君
大西 正男君
住 栄作君
三原 朝雄君
武藤 嘉文君

補欠
武藤 嘉文君
住 栄作君
小此木彦三郎君
大西 正男君
田中 直紀君
堀内 光雄君
関谷 勝嗣君
柿澤 弘治君

住 栄作君
三原 朝雄君
武藤 嘉文君
山口 敏夫君
辻 第一君
小此木彦三郎君
大西 正男君
藤田 スミ君
石原健太郎君
白井日出男君
太田 誠一君
鈴木 宗男君
田中 秀征君
山岡 謙蔵君

補欠
武藤 嘉文君
住 栄作君
小此木彦三郎君
大西 正男君
山口 敏夫君
白井日出男君
太田 誠一君
鈴木 宗男君
田中 秀征君
山岡 謙蔵君

(理事補欠選任)
一、去る四日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 村岡 兼造君(理事田名部匡省君去る十二月二十八日委員辞任につきその補欠)
理事 滝沢 幸助君(理事横手文雄君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)
理事 天野 光晴君(理事大石千八君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)
理事 松前 仰君(理事池端清一君去る四月理事辞任につきその補欠)
日理事辞任につきその補欠

昭和六十一年二月七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

昭和六十一年度一般会計予算

昭和六十一年度特別会計予算

昭和六十一年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題

昭和六十一年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和六十一年一月三十一日

衆議院議長 坂田 道太殿

(議案提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
安全保障會議設置法案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

一部を改正する法律案

一、去る五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案

は次のとおりである。

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出第三号)

地方行政委員会 付託

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第二号)

大蔵委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

交通安全対策特別委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

内閣委員会 付託

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案(内閣提出第二号)

商工委員会 付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、昨六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月三十一日いずれもこ

れを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十一年一月三十一日

大蔵委員長 小泉純一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的
決算の適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和六十一年二月四日
衆議院議長 坂田 道太殿

一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十一年二月六日

地方行政委員長 福島 謙二

衆議院議長 坂田 道太殿

(質問書提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

建國記念日についての質問主意書(滝沢幸助君提出)

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

今冬の異常寒害に係る緊急対策に関する質問主意書(津川武一君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る一月三十一日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出暴騰するコーヒー相場に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年二月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出暴騰するコーヒー相場に関する質問に対する答弁書

暴騰するコーヒー相場に関する質問主意書
右の質問主意書提出する。

昭和六十一年一月二十四日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 坂田 道太殿

暴騰するコーヒー相場に関する質問主意書

円高による輸入品の価格引下げが期待される情勢にもかかわらず、コーヒーの国際相場は約二倍に暴騰し、その影響を受けた我が国喫茶業界は、大幅な価格改定を迫られる深刻な事態にある。よつて、次の事項について質問する。

一 最近のコーヒー市況の主な高騰原因は、世界最大のコーヒー生産輸出国であるブラジルにおける干ばつの影響により、良品質のコーヒーが入手困難になることにあるといわれている。それに加えてスズ、天然ゴム等の一次産品相場場の低迷、及びドル安傾向による投機資金が投入されているためともいわれているが、政府はその原因についてどのように把握されているか、明らかにされたい。

二 我が国が加盟している国際コーヒー機関(ICO)は、当面の対策として輸出割当て量の増加調整を行っているが、価格は依然として高騰し続けており、十分な供給が行われているとは思えない。

しかし、コーヒー輸出の累積在庫は、世界の消費量の約七カ月分は確保しているといわれているが、その実態はどのようなものになっているか、明らかにされたい。

三 現在ICOの執行委員会がロンドンで開催されているが、政府はこの価格高騰の抑制のため同執行委員会においてどのような対応をしているのか、明らかにされたい。

また、ICOによる輸出割当ては別段の決定がない限り、二月十八日に停止され輸出入にかかる数量制限はなくなると聞くが、この際政府は、期限切れを待つのでなく前倒しで早期に解除を働きかけるべきでないか、その態度を問う。

四 今日、コーヒー価格の高騰をめぐる環境は、市民生活にも大きな影響を与えるものがある。流通段階における投機的行為が予想されているが、政府はいかなる対応をするか、見解を求め、右質問する。

内閣衆質一〇四第二号

昭和六十一年二月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員草川昭三君提出暴騰するコーヒー相場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員草川昭三君提出暴騰するコーヒー相場に関する質問に対する答弁書

一について

最近のコーヒー価格の上昇は、ブラジルにおける本年産のコーヒー生産量が干ばつで大幅に減少し、コーヒーの国際需給が逼迫に向かうとの見込みによるものと承知している。

二について

昭和六十一年一月国際コーヒー機関事務局が同機関執行委員会に提出した資料によると、千九百八十五一千九百八十六年度における加盟輸出国の輸出可能なコーヒーの期初在庫は二百五万九千二百トンであり、年間輸出量のおおむね六か月分に相当する量となっている。

三について

昭和六十一年一月二十日から開催された国際コーヒー機関執行委員会において、我が国は、

コーヒー市況の鎮静を図るため、輸出割当てが自動的に停止されることとなる昭和六十一年二月十九日より前に輸出割当てを停止すべきであるとの主張を行った。しかし、これに反対ないしその実施を困難とする国もあり、我が国等からの説得にもかかわらず、輸出割当ての早期停止については残念ながら合意が得られず、昭和六十一年二月十八日までにはコーヒーの価格が鎮静しない場合、国際コーヒー協定の規定に従い翌十九日に輸出割当てが停止されることとされた。我が国としては今後輸出割当ての停止が予定どおり円滑に行われるよう努めてまいりたい。

四について

昭和六十年秋以降コーヒーの国際相場は上昇しているが、流通段階において、これに乗ずるような投機的行為があつてはならないと考えている。

このため、政府としては、このような事態が生じないよう、コーヒーの需給、価格の状況を注意深く見守るとともに、関係する商社、問屋等に対し、必要に応じ、円滑な流通が行われるよう指導してまいりたい。

右答弁する。

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十一年二月五日

提出者

大蔵委員長 小泉純一郎

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和六十一年二月七日 衆議院會議録第五号 昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

九四

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和六十年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和六十年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については庄産記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約八億円である。

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 五三 四二(大代)

定価 一部
一〇円